

県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金

**災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の
移転改築整備事業の創設について**

(内容)

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型施設の移転改築にかかる整備費の支援メニューを創設する。

※災害レッドゾーン

都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。具体的には、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域となる。

※対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 広域型（定員30人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）。

※補助単価

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で知事が定める額	施設数
介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で知事が定める額	施設数
養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で知事が定める額	整備床数 ※移転後床数。ただし、増員分は対象外。

※定員29人以下の介護施設については、従前より整備費の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象とする。